

下野市庁舎会議室等の使用に係る減免規則をここに公布する。

平成28年5月26日

下野市長

下野市規則第40号

下野市庁舎会議室等の使用に係る減免規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下野市庁舎会議室等の使用に関する条例（平成28年下野市条例第3号）第10条の規定による使用料の減免基準等について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 会議室等の使用に係る減免は、次に定めるところによる。

(1) 使用料の全額免除

ア、市が主催又は共催して行う会議、事業等（以下「会議等」という。）のために使用するとき。

イ、団体の設立又は組織された趣旨が市の施策に沿った団体であり、かつその会議等を実施するために使用するとき。

ウ、市内の小中学校及び高等学校が教育目的のために使用するとき。

エ、市長が公益上特に必要と認めるとき。

(2) 使用料の5割減額

ア、市が構成団体の一員となった会議等のために使用するとき。

イ、自主的な活動を行っている団体が、まちづくりを進める観点から広く市民に参加を呼び掛け実施する会議等のために使用するとき。

ウ、市内の障がい者団体等が使用するとき。

エ、市長が公益上特に必要と認めるとき。

(減免の申請)

第3条 前条の規定により使用料の減免を受けようとする使用者（第1項第1号アに該当する使用者を除く。）は、庁舎等使用減免申請書（様式第1号）を使用開始日の14日前（当該日が市の休日の場合は、その前日。）までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき減免を決定するときは、庁舎等使用減免決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、前項の決定をする場合において、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

(雑則)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は平成28年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

庁舎等使用減免申請書

（あて先）

下野市長 様

申請者 住 所

団体名

代表者指名



下野市庁舎会議室等の使用に係る減免規則第3条の規定により減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用施設	
使用日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
責任者及び 連絡先	Tel

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

庁舎等使用減免決定通知書

下野市長



年 月 日付けで申請のあった下野市庁舎会議室等の使用に係る減免について、次のとおり決定します。

使用施設	
使用日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで
使用目的	
使用料	免除（5割減額、非減免）
使用条件 （理由）	